

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月25日(金) 午後1時30分から午後4時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁  
事務局次長 野口武士  
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、3月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	6番 儘田実委員、7番 飯塚輝雄委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	受付番号86号87号では、申請農地が隣接し、譲受人が同一であり
	ますので、一括して説明します。譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約
	100mの場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われま
	す。受付番号88号では、譲渡人は耕作が難
	しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人
	の自宅から、約300mの場所に位置しております。申請の事由は、
	農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号89号では、こ
	ちらは、営農型太陽光発電設備の下部で営農するための権利の設定
	で、譲受人は県外で農業経営する法人です。賃借権の設定となっ
	ております。譲受人の所有農地の調査については、譲受人が耕作して
	いる各農業委員会に照会をし、議案に記載のある経営面積すべてに
	おいて耕作放棄地がないことを確認しております。営農型太陽光発
	電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取り扱いにつ
	いては、農林水産省経営局農地政策課長通知によりまして、5条許可
	がされない場合は、3条許可は行わないこととされ、5条許可と同日
	付で3条許可を行うこととされております。参考として5条許可申請
	議案での説明になりますが、ここで簡単に支柱を建てて営農する場
合の太陽光発電の農地転用の許可についてご説明します。これは一	
時転用となります。支柱を建てた支柱の部分が一時転用となります。	
支柱の部分が一時転用で3年間に区切って許可、不許可の判断をし	
ます。許可になった場合でも下の営農が続けてされない場合につ	
いては、更新の許可はできないこととなります。耕作については、紫	

	<p>蘇を営農するというので、申請は出ております。仮に許可になった場合でも、3年ごとに必ずチェックが入りまして、一時転用の許可を更新するという事になります。一時転用は、3年以内ということになっておりますので、最長の3年までは一時転用で許可して、要件を満たしていればよろしいということです。但し、毎年の農作物生産に係る状況報告について、県、国の指導に従っていない場合については、再度の更新は認めないということになります。受付番号90号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約200mの範囲の場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われまます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>受付番号86号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されておりますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1番	<p>受付番号87号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されておりますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号88号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書</p>

	<p>類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号89号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6番	<p>受付番号90号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>それでは、ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号86から88号及び90号に</p>

	<p>については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号86から88号及び90号については、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号89号については、事務局説明のとおり、営農型太陽光発電設備の農地転用許可と同時に行うこととなっておりますので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」のうち、受付番号103号の許可申請に対し、県知事より許可書が交付された場合に限って、同日付で許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>起立全員でありますので、許可といたします。しかしながら、5条許可申請が不許可となった場合は、この3条許可申請も5条不許可日と同日付で不許可といたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号91号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「野口憲一委員」の退席を求めることとなります。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>91号では、物流倉庫を設けるものです。譲受人は現在、 と業務提携しております。 が取り扱う 原料である馬鈴薯の調達量が業績の向上とともに、取扱量が増加することになり新たな倉庫が必要となりました。申請農地は、羽生インター及び加須工場にもアクセスがよく、今回、物流倉庫敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。92号では、車両置場を設けるものです。譲受人は、市内に事務所を置き、平成27年から主に自動車輸出入業を行っている法人です。現在、車両置場として賃借している2か所のうち1か所を貸主の都合で賃貸契約を解除することになり、新たな置場が必要となりました。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。93号では、住宅1棟の建築を計画しております。譲受人は、久喜市に事務所を置き、平成2年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、車による交通の便が良く、需要が見込めることから、今回、住宅1棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うもの</p>

です。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。94、95号は、関連がある案件でありますので、一括して説明いたします。94・95号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、妻の実家にて両親と暮らしています。昨年子供が生まれ家族が増えたため、2世帯で暮らすには生活上手狭となったため、自分達の専用住宅を建てたいと考えております。また妻の父親より所有農地の一部を住宅地として無償にて貸してくれることとなりました。94号は住宅敷進入路の用途として売買を、95号は住宅敷として自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、96号では、住宅11棟の建築を計画しております。譲受人は、行田市に事務所を置き、昭和54年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、開発が進んでいる地域となっています。近くには、大きな商業施設があり、また、住環境が整った場所でもとても利便性が良く、需要が見込めることから、今回、住宅11棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。97号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで生活しており、部屋が手狭になり自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、大きな商業施設が近くにあり、最寄りの駅まで徒歩5分で行けることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、南羽生駅から300m以内にある地域内の農地で「第3種農地」と判断しました。98号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで生活しており、部屋が手狭になり自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、大きな商業施設が近くにあり、住環境が整った場所でもとても利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。99号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで生活しており、かねてから自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、大きな商業施設が近くにあり、住環境が整った場所でもとても利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。100号では、自己用住宅を設けるものです。同号は、さきほどの99号と同一の事業計画でありますので、説明は割愛します。101号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで暮らしています。将来の生活を思い、自分達の住宅の建築を考えています。申請農地は、譲受人の妻の父親が所有する実家のそばに位置し、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区

分については、「第2種農地」と判断しました。102号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートで暮らしています。このアパートに両親と妹の5人で住んでいますが、将来、子供の生活環境を思い、自分達の住宅の建築を考えました。申請農地は、近くに川俣小学校やスーパーもあり、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落に接続して設置される施設」に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。103号では、営農型太陽光発電施設を設けるものです。営農型の一時転用で、転用期間は3年で支柱891本分の面積を一時転用するものです。お配りの資料もご覧ください。申請農地は、道の駅はにゅうから南東約500mに位置し、西側には遊技場、北及び東側に集落があり、三方を囲まれた農地であります。営農型発電設備は、周辺の農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることが必要となります。農林水産省の取り扱いによると、集団農地の真ん中である、担い手に集積する予定がある、ほ場整備等の基盤整備事業が予定されている、水路の管理に支障が生じる等、これらの場合には、支障を及ぼすおそれがあると判断しますが、申請農地はいずれにも該当しないと判断しております。農地区分は、「第1種農地」と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、一時転用許可を行う場合には、農地法関係事務に係る処理基準及び運用通知の定めによるほか、申請内容が、次の8つの事項等を確認する必要があります。1として、転用期間は、一定の条件を満たす場合は「10年以内」で、それ以外は、「3年以内」であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを転用の目的とすること。2として、簡易な構造で容易に撤去できる支柱とし、面積が必要最小限であること。3として、下部農地の適切な営農の継続が確実に認められること。4として、パネルの角度、間隔等が、農作物の生育に適した設計となっていること。また、最低地上高が概ね2メートル以上で、農作物の栽培において効率的な農業機械等の利用が可能な高さが確保されていること。5として、周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないこと。6として、支柱を含め営農型発
---

	<p>電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があること。7として、電気事業者と転用事業者が電力系統の連携に係る契約を締結する見込みがあること。8として、当該申請に係る事業者が、農地法第51条の規定による違反転用に対する原状回復等の措置を現に命じられていないこと等となっております。本案件は、これらの営農型太陽光発電施設用地の一時転用許可要件を満たしているものと思われ、そのほか、処理基準や運用通知、一般基準に基づいて、申請書類を審査しましたが、不許可相当に該当する項目は、ないものと考えます。104号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在実家で暮らしています。家財道具も徐々に増えていき、現在の間取りでは手狭になったため、自分の住宅の建築を考えました。申請農地は、譲受人の祖母が所有する実家のそばに位置し、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する地域農業の振興に資する施設として、「集落に接続して設置される施設」に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。105号では、農業用施設を設けるものです。譲受人は、市内に事務所を置き、昭和62年から野菜の苗を生産する法人です。現在、羽生市観光農園内の農場でハーブを生産しております。今後、生産の拡大、効率化を図るために、野菜を集荷する施設が必要となりました。申請農地は農園に隣接した場所にあり、譲渡人の了解も得られたことから、農業用施設敷として申請するものです。申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設であり、例外として、許可相当になるものと思われます。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>受付番号91号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>主顧客である 〃 の関東工場が加須市にあり、取扱量とともに近隣への進出要請があり、以前より候補地を探していた。そこで、羽生</p>





	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、現在、久喜市に本社を置き、東部伊勢崎線を中心に長年不動産を営んでいます。このたび、羽生市においても、不動産の営業活動をした結果、車による交通の便が良く、販売するにも適当なもので、周辺農地に対しても被害を及ぼすものではないと判断しました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号94号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地へ当該申請行為、専用住宅建築にあたって、次のような理由があります。私たち家族は現在妻の実家にて両親と二世帯で暮らしておりますが、一昨年長女が生まれ家族が増えたため、家財道具は増え部屋は狭くなる一方で実家の住宅で二世帯が暮らすには生活上手狭な状態であります。また私たち家族の将来のことを考えますと、これからもずっと妻の実家の方でお世話になる訳にもいかず、自分たちの専用住宅を建てたいと思うようになりました。そんな中、妻の父親より所有の内の一部を住宅地として、無償にて貸してくれることになり、また県道からの出入り口を幸いにも隣接地の方より譲って頂けることに至った次第であります。この土地は住環境良好で土地の広さとしても申し分のない私たち家族の条件にあった理想的な土地で、給排水共に支障なく、幼稚園、小学校も近隣に位置しており、将来不安なく暮らせる場所であることから、今般の申請となった次第であります。私ども家族の将来の生活環境向上のためにも当住宅が必要であり、今般の申請となりましたが何卒ご理解下さるよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号95号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地へ当該申請行為、専用住宅建築にあたって、次のような理由があります。私たち家族は現在妻の実家にて両親と二世帯で暮らしておりますが、一昨年長女が生まれ家族が増えたため、家財</p>

	<p>道具は増え部屋は狭くなる一方で実家の住宅で二世帯が暮らすには生活上手狭な状態であります。また私たち家族の将来のことを考えますと、これからもずっと妻の実家の方でお世話になる訳にもいかず、自分たちの専用住宅を建てたいと思うようになりました。そんな中、妻の父親より所有の内の一部を住宅地として、無償にて貸してくれることになり、また県道からの出入り口を幸いにも隣接地の方より譲って頂けることに至った次第であります。この土地は住環境良好で土地の広さとしても申し分のない私たち家族の条件にあった理想的な土地で、給排水共に支障なく、幼稚園、小学校も近隣に位置しており、将来不安なく暮らせる場所であることから、今般の申請となった次第であります。私ども家族の将来の生活環境向上のためにも当住宅が必要であり、今般の申請となりましたが何卒ご理解下さるよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号96号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私どもは、住宅環境の良い羽生市において、お住まいになる方にとって更に利便性の高くそれでいて住環境が整った街づくりのお手伝いの一環となる土地を探しておりました。お住まいとなる方の対象は、20代～30代前半の夫婦で、まだお子様が幼く、共働きをしている家族であり、休みの日は公園で家族一緒に過ごしたり、買い物をしたりと郊外にてゆとりを持った住まいを探している方を対象としておりました。そのため、敷地内に車が2台は停めることができ、そこそこのガーデニングもできる庭もあり、近くには公園やショッピング施設などもある場所を選定し、探して参りました。したがって、おのずと1区画300㎡以上は欲しくそのような土地を探しておりました。その経緯の中で、当該地は、敷地の面積も閑静な周辺地域としてロケーションも要件を満たしておりました。それに加えて東武線南羽生駅も近く、またすぐ近くにイオンモール羽生という大きな商業施設も最寄りであり、当社としても絶好のロケーションであると強く認識いたしました。当社としては、許可後の工事等は役所様のご指導の下、細心の注意をもって隣地の農地に影響の出ないように施工して参ります。よろしくご配慮くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6番	<p>受付番号97号について調査報告いたします。</p>

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私は鴻巣市内のアパートに暮らしておりますが、昨年結婚し、新しい生活が始まりました。部屋が手狭になり、近い将来には自分の家を持ちたいと思うようになりました。私は自営業で、妻は電車で東京まで通勤しています。駅近くの広々とした庭付きの土地を探しており、この地を譲ってもらえるという話を聞き、今回の計画が進みました。申請地は、法第34条第11号の区域で合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり家が建ち並ぶ集落地です。幼稚園、小学校等も近くにあり、大きな商業施設もあるため買い物にも便利なところです。
	以上のような理由より当地を選定し、今般の農地転用許可申請となつた次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
9番	受付番号98号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私は、警察署にて警察官として勤務しておりますが、子供も大きくなり現在の住まいでは手狭となってきたため、新しい住宅を建築したいと思い、建築できる土地を探しておりました。住宅地の選定に際し、警察指定の区域内であること、私と妻の実家が
	であるため、東北自動車道のインターからなるべく近いこと、私と妻と来客用で車3台以上の駐車スペースが確保できること等を条件として土地を選定していたところ、今回の申請地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば、羽生ICからも近いこと、職場や実家に帰省するにも便利であり、また希望の駐車スペースも確保できるなど、生活していく環境が整っているため、ぜひこちらの土地に住宅を建築し暮らしていきたいと思っております。何卒、ご許可願いたくよろしくお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
9番	受付番号99号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書

	<p>類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、建築可能な土地・建物がなく現住所の一戸建賃貸に妻と子供の3人で住んでいます。子供も社会人になるタイミングで住宅を建設することを以前から考えていました。妻の親しい親戚が須影に住んでいることから須影地区で土地を探していたところ本申請地を見つけ、申請する次第です。なお、本申請地は近隣に住宅も多く生活するに大変環境によい場所ですので何卒ご許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号100号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、建築可能な土地・建物がなく現住所の一戸建賃貸に妻と子供の3人で住んでいます。子供も社会人になるタイミングで住宅を建設することを以前から考えていました。妻の親しい親戚が に住んでいることから 地区で土地を探していたところ本申請地を見つけ、申請する次第です。なお、本申請地は近隣に住宅も多く生活するに大変環境によい場所ですので何卒ご許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号101号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在は隣接する加須市でアパート住まいをしておりますが、子供を設けるにあたりまして、自己の為の住宅を検討するのに、妻の実家の土地を提供して頂き、夫婦と将来生まれる子供で住むための戸建て住宅を計画しました。計画地の南東側に妻の実家がありますので、建築敷地として選定しました。妻のずっと住んでいた実家のすぐそばでもあり、子育てや将来両親の介護が必要になった際にも都合が良いので、この土地を建築敷地に自己用住宅を建築いたしたく申請いたします。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
2番	受付番号102号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在私たちは、建築可能な土地がなく父が所有する建物に両親と妹の5人で住んでいます。大人5人が住むには狭いので住宅を建築したく土地を探していました。私たちの趣味のバーベキューと最近ガーデニングに興味があり庭スペースが確保できる土地を探していましたが、近隣に見つからず範囲を市街化調整区域に広げ探したところ本申請地を見つけ申請する次第です。本申請地は、市街化区域から道路を挟んだ場所で近隣に住宅も多く、小学校も近いので将来何かと便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
2番	受付番号103号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地の地権者は平均年齢が70歳を超えており、また農業従事者は1人もいない状況です。各地権者は同地の有効利用に長年腐心しており、近年、特定の認定農業者に一任。その認定農業者が描く地権者より同地を借り受けし耕作を行っていました。しかし、同地の土質が悪く、野菜の栽培も不可能で、一部の土地で稲作を行うのみで大半は休耕地化しておりました。そんな中、長年耕作を実施していた認定農業者も自らの高齢化により耕作の継続が困難となってしまいました。同地区及び近隣地区の認定農業者が共同で農業法人を設立し耕作を継続するという構想もありましたが、多くの認定農業者が高齢化による体力及び耕作意欲低下の状況にあり、断念せざるを得ませんでした。最近、同地区内において大小の太陽光発電設備が設置される状況の中、同地の地権者も設備の有用性、社会貢献性に着目し、同地での設備設置を要望するに至ったものです。さらに各地権者の相違により、同地区及び羽生市全体の農業発展に寄与するため、耕作を継続してくれる新たな農業従事者を誘致できないかとの要望を受け、営農型の太陽光発電設備設置を計画したものです。

	<p>なお、既述のとおり、同地区全地権者及び近隣住民の方々にも計画の賛同を得ております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
7番	<p>受付番号104号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在、羽生市内にある実家にて生活しており、車1台を保有している状況です。実家での生活を続けてきて、家財道具も徐々に増えていき、現在の間取りでは手狭になってきました。そこで、私の通勤環境の変化を最小限にすることを考慮し、現在の居住地から近く広い土地を市街化区域で探してきましたが、希望に合う土地は見つかりませんでした。また、市街化調整区域の農地以外の土地でも探しましたが、希望に合う土地は見つかりませんでした。そんな折、農地ではありませんが祖母に相談したところ申請地を借り受けることができるようになり、ここに自己専用住宅を建築したく本申請を致します。申請地は、私と来客用を合わせた2台分の駐車場や駐輪場・物干しスペース・入口へのアプローチを確保でき、また既存集落内に存しており、自然環境も良く宅地として最適であります。何卒、私共の事情を理解され御許可下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号105号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は昭和62年に設立し、ハーブの苗、野菜苗、果樹苗、フレッシュハーブ、野菜の生産、卸・販売を主な事業としています。さらにお客様等から選ばれる会社になるために生産量の拡大を検討していますが、現在の集荷場・パック施設の規模では出荷キャパシティに限界があり、また、圃場が点在することによる非効率性が課題となっていました。平成31年において、羽生市による「羽生市観光農園等基本構想」及び「羽生市三田ヶ谷地区農地活用事業」にエントリーして事業者に選定され、まとまった農地（約14.6ha）を賃借して利用することができるようになりました。これに伴い、当該農場に隣接した本件申請地にて作業場（集荷・パック施設）を建築して生産の拡大・効率化を図りた</p>

	いと考えておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、業況面等で将来の見通しが流動的となったことから当面先送りとなっていました。しかしながら、今般、業況も回復し、資金調達等の面においても新規投資の目途がついたため申請を行うものです。農場に隣接している用地であり、施設の必要面積を満たす規模となっています。接面道路の面においても問題なく、申請地北側は農地がなく日照等の影響もないことから選定したものです。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。まずは受付番号91号を除く外14件について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
10番	太陽光設備の下で耕作されるとのことですが、日照等の影響もあると思いますが、どのように考えていますか。
事務局	今回の作物は紫蘇であり、陰性植物と呼ばれるもので比較的日照が少なくとも耕作に支障がないものと言われているため、問題なく営農できるものと確認しております。
推進委員	撤去費については、どのようになっていますか。
事務局	撤去費については、設置後10年経つと売電価格から自動的に引かれていき、撤去費として積み立てされていく仕組みとなっています。
9番	3年後の更新の際の判断については、どのようになりますか。
事務局	今後の流れとしましては、毎年2月に営農状況の報告をすることになっており、1年ごとに営農状況について確認することになります。それを基に3年後の一時転用の更新の申請を受け付けることとなります。
議長	(発言なし)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請のうち、受付番号91号を除く14件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請のうち受付番号91号を除く14件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。 続きまして、受付番号91号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、「委員」の退席をお願いします。 (委員の退席) それでは受付番号91号について、ご質疑・ご発言を願います。



	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による受付番号91号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。それでは、「野口推進委員」の入室をお願いします。
	(委員の入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。住宅敷1件ございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。住宅敷9件、資材置場敷1件、工場敷1件、店舗敷1件ございました。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合意の解約となります。4件ございました。
	報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました2月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が7件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 4月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和4年 3月 25日</p> <p style="text-align: right;">           会 長 _____            署名委員 _____            署名委員 _____         </p>	